

昭和 年月日 予めもって ~~送付~~  
依頼のありました 標記のことについて 貴取あて  
部送付申します。

(例記) 公文書の左横書き実施要領の増配申込数 内閣文書課			
発送部数 (内閣文書課)	申込部数	申込方法	郵便部数
科学技術庁	10	電話 7/11	3
労働省	5	文書	3
検査庁	5	"	3
岩手県	20	電話 7/11	3
山形県	10	電話 7/12	3
東京都	6	"	6
奈良県	10	文書	8
統計調査部長	30	"	20
国立公園部長	60	"	40
社会局長	6	電話 7/11	14
合計	161		108

統発第三三五号

昭和三十五年七月十一日

大臣官房統計調査部長

大臣官房総務課長 殿

公文書の左横書き実施要領の配布について  
さきに配布を受けた標記の実施要領（七〇部）について、事務  
の円滑処理上、不足を生じましたので、左記部数を追加配布され  
たくお願い申し上げます。

記

一、公文書の左横書き実施要領

三〇部

國発第4大〇号

昭和三十五年七月十五日

厚生大臣官房國立公園部長

厚生大臣官房能務課長 殿

「公文書の左横書き実施要領」の冊子配布について

標記については、さきに配付を受けたのであるが、なお五十部不足なので、増配を受けたく、この旨よろしくお取計らいねがいたい。  
（註）増配の五〇部は國立公園管理員三十八名、新宿御苑四名  
皇居外苑三名、京都御苑三名、千鳥ヶ淵職役者裏苑二名  
とする

團 四一三号

昭和三十五年七月十二日

厚生大臣官房総務課長 殿

財團法人 厚生團

理事長 田辺繁

謹上



公文書の左横書き採用について

厚生省では来る八月一日より公用文改善の一方法として、公文書の左横書きを採用されるについて、本団でもこれに準じ左横書きを採用するよう保険局より依頼がありました。

つきましては本団はもとより本団経営の各施設においても厚生省の御方針に従い左横書き制を採用統一することについて研究致したく存じますので「公文書の左横書き実施要領」（印刷物）一〇部実費にて御頒布

をおいただきたくこの段御依頼を申し上げます。

最高検察第九三四号

昭和三十五年七月十二日

最高検察庁庶務課長

大本行夫

厚生大臣官房総務課長 殿

公文書の左横書の実施要領の送付依頼について

本月五日付貴省日記総第一〇六号をもつて、みだし印刷物の送付を受けましたが、当庁の文書取扱規程改定の参考に供したいと思いますので、若し印刷余部がありましたならば五部送付して下さるようお願ひします。

— 檢 察 庁

總 発 第 79 号  
昭和 35 年 7 月 12 日

厚生大臣官房総務課長 殿

労働大臣官房総務課長



公文書の左横書き実施要領の追加送付方依頼について

当省における文書取扱いの参考といたしたいので、貴省の「公文書の左横書き実施要領」を 5 部追加送付下さるようお取り計らい願います。

厚生省

案の一

總務第一二号  
昭和三十五年七月五日

厚生大臣官房總務課長  
各省、庁 あて (別紙一のとおり)

公文書の左横書きの実施につき (通知)  
當省におけるは、昭和三十五年六月一日から別紙による公文書  
及書類の左横書きを実施することとなつたので、お知らせする。

総務第一  
号

案の二

昭和三十五年七月五日

厚生大臣官房總務課長  
各都道府県知事  
各指定都市の市長 あて (別紙二十九)

公文書の左横書きの実施につき (通知)  
當省におけるは、昭和三十五年六月一日から別紙による公文書  
の左横書きを実施することにいたりて、お知らせする。  
なお、こう旨保健所、福祉事務所、社会保険出張所その他  
専管下厚生行政関係各機関に仰通知到る。

ステンレス

ステンレス

厚生省

案の  
件發第  
昭和三十五年七月二日

厚生大臣官房総務課長

大蔵省印刷局農務部長あて

公文書の左横書きの実施について(通知)

当省たおりては、昭和三十五年八月一日から紙により公文書の左横書きにて実施す  
ることになつたうえ、お知らせする。

なお、右に伴ひ、官報に登載する訓令集、官房報告及び八五〇につりても左横書きによ  
ることとなるので、よろしく御配慮願いたい。

(内部部局及其附属機關)

左 橫書之實施要領配賦表

大臣官房  
總務課

部 数

附屬機關配賦部數

合計

支給年月日  
設領印

人事課  
會計課  
企画室  
厚生管理處  
医务局  
藥務局  
公衆衛生局  
社會局  
兒童局

一七八  
三〇〇  
一三〇  
五五五  
三二〇  
五五五

一一三  
三七  
一四八  
二二  
一四八  
三〇〇  
一三三  
一四八  
三〇〇  
五五五

四一三  
二〇三  
一五二  
一四五  
三二〇  
五五五

支給年月日  
設領印

一九加五部  
支給年月日  
設領印

合計  
告白等  
都道府県  
年金局  
統計調查部  
國立公園部  
引揚援護局  
保險局

一一九八  
九二七〇  
二五八〇  
二一六〇  
八〇

一五九三  
一四八  
一五九三  
一四八

三〇七二  
二六八七  
一九〇〇  
二一〇〇  
八〇

総合計

三〇七二

支給年月日  
設領印

別編二  
卷之二  
左橫書二突厥要略

左橫書二宋施要領配賦表

$$\begin{array}{l} \text{共計} \\ \text{支店別} \\ \text{三大行会} \end{array} \quad \left. \begin{array}{l} 22 \\ 46 \\ 5 \end{array} \right\} 95 \times 3 = 285$$

京都市  
大阪府  
奈良県  
和歌山県  
兵庫県  
鳥取県  
岡山県  
根室県  
山口県  
島根県  
香川県  
高知県  
愛媛県  
鹿児島県

福岡県  
大分県  
佐賀県  
長崎県  
熊本県  
宮崎県  
鹿児島県

(五大市)  
大阪市  
京都  
名古屋市  
神户市  
福冈市

納本受領書

左記出版物を国立国会図書館法第二十四条の二による納本として受領しました。なお今後とも刊行の都度納本をお願いします。

送付先

東京都千代田区永田町二ノ一(明)二二六一

立

國立国会図書館収書部

昭和年月日

記

國立国会図書館

内閣文庫  
在蔵者も  
受取済

本状は、第7回公文書館に対する出版物納入の事実を証明し、行頭として著作権と刊行権の、私設主に由り(昭和二十一年文庫

めくれず

原色見付後各事務総務課



## 公文書の正確性と実証性

正説袁

支	款	正
1 3	公文書の左横書き	公文書、左横書き。
23 8	怒過交付	怒過交付。
55 6	「」	「」。

号外

十五年七月七日

厚生大臣官房秘書課

内 部 部 句 宛  
内 届 付 内  
支 分 部 句

本稿用  
審査印

審査印

号外  
昭和三十五年七月七日

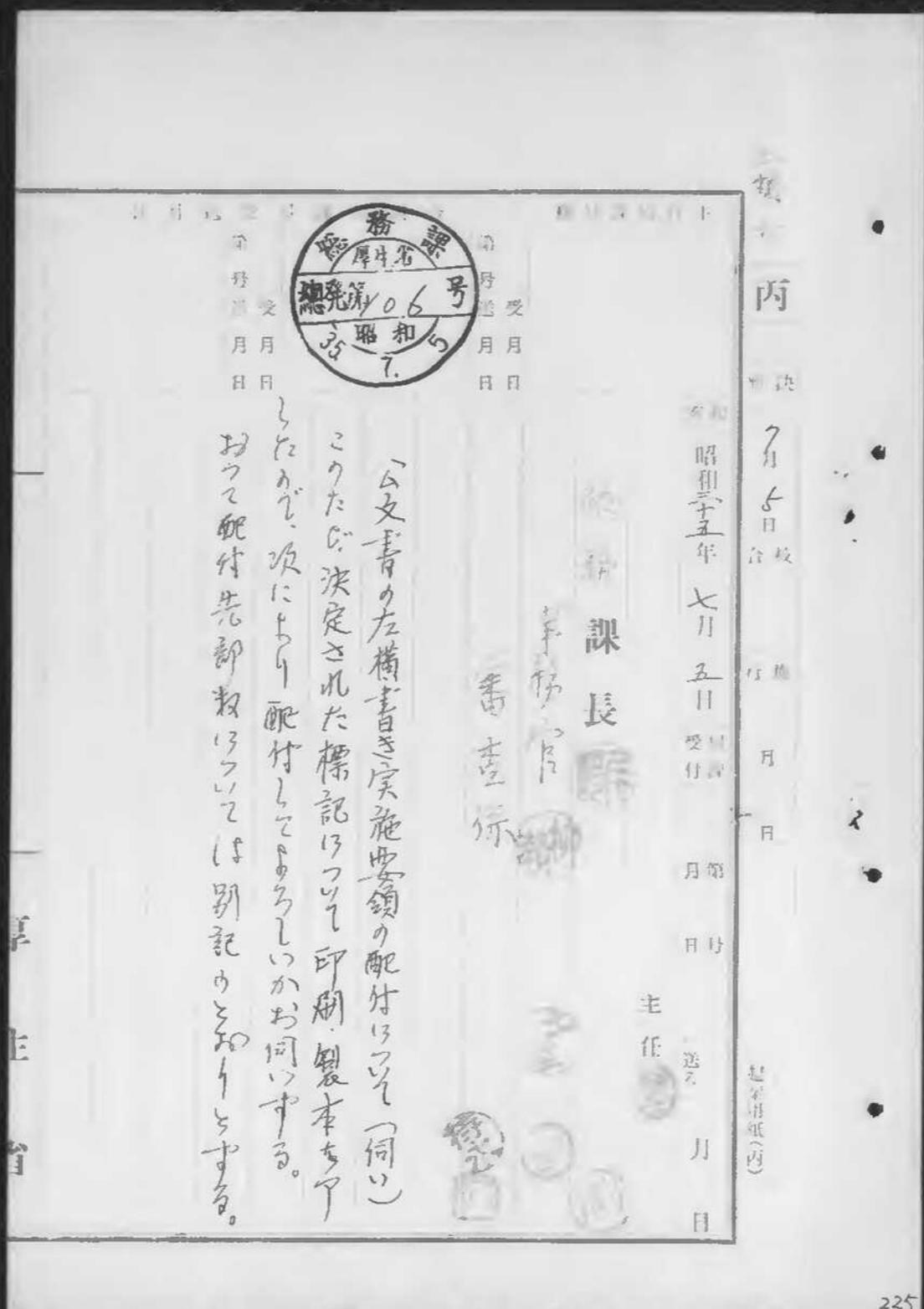
厚生大臣官房總務課

名内郵部局宛

各附屬有因

各地方支分郵局

公文書の左横書きの実施要領(付・文書の書き方)中、  
こばかり切れ疏ぎに用ひてある「」は「」の誤り



裏面白紙

昭和 35 年

公文書の左横書き実施要領

(付・文書の書き方)

厚 生 省

## 公文書の左横書き実施要領

ア	行	表	四
1	3	公文書の左横書き	公文書の左横書き。
23	8	超過文件	超過文件
25	6		「」。

アによる。

文書、発送文書、  
れてとする。

及び書式の部分

れているもの  
て、この様式又は

官の認可課長が必

とすることができる

こじるときは、左横

227 / ±2枚以上にわたる  
じるか。又は縦書き

裏面白紙

ハタチの正誤表を実施字統

正誤表

頁	行	誤	正
1	3	公文書の左横書き	公文書の左横書き○
23	8	超過文件	超過文件○
55	6	「」	「」○

227

## 公文書の左横書き実施要領

### 第1 趣旨

公文書の左横書きの実施について、この要領の定めるところによる。

### 第2 実施の範囲

左横書きを実施する範囲は、次に掲げるものを除き、起案文書、宛送文書、資料、帳簿、伝票類その他事務上作成する文書のすべてについてとする。

#### 1 繰書きとするもの

- (1) 法律、政令、省令及び告示（それぞれに含まれる様式及び書式の部分を除く。）
- (2) 法令の規定により、様式又は書式を縦書きと定められているもの
- (3) 国会又は他省庁へ提出し、又は送付するものであつて、その様式又は書式を縦書きとすることを申し出られたもの
- (4) 和封筒及び郵便はがきの表名
- (5) 繰書きとすることにつき、部局長の申出により大臣官房総務課長が必要と認め承認したもの

#### 2 縦書きとしてよいもの

- (1) 毛筆で書くことを普通とするもの
- (2) 文字を記入する欄が、紙面のつごうにより、横書きとができるないか、又は不適当なもの

### 第3 文書のとじ方

- 1 原則として左横をとじる。
- 2 左横書き文書と左に余白がある1枚の縦書き文書をとじるときは、左横をとじる。
- 3 左横書き文書と左に余白がない1枚の縦書き文書又は2枚以上にわたる縦書き文書をとじるときは、見易いように、右横をとじるか、又は縦書き

- 1 -

文書を裏とじ（背中合わせ）とする。

- 4 用紙を通常と異なり横長又は縦長に用いるときは、上とじとすることができる。

#### 第4 用 紙

- 1 用紙は、日本標準規格によるB列5番又はB列4番を用いる。ただし、別の規格によることが定められているもの及び別の規格を用いることが適当であるものについては、この限りでない。
- 2 B列5番用紙は縦長に、B列4番用紙は横長に二つ折りにより、用いることを原則とする。
- 3 縦書きとするときは、B列5番用紙は横長に、B列4番用紙は縦長に用いる。
- 4 起案用紙及び印の様式は、別記様式のとおりとする。

#### 第5 公文書書式

公文書書式は、別記公文書書式例による。

#### 第6 公 印

すべて横書きとする。ただし、昭和35年8月1日現に使用中の公印については、この限りでない。

#### 第7 経過措置

- 1 指令書、往復文又は附せん用紙等で、既に用紙を縦書きとして印刷してあるものは、なお使用することができる。
- 2 封筒、郵便はがき類であつて、差出人名を縦書きとして印刷してあるものは、なお使用することができる。
- 3 けい紙類であつて、そのとじ方をくふうすることにより左横書きに用いることができるものは、なお使用することができる。
- 4 公印以外の印であつて、縦書きのものは、著しく不適当と思われないときは、これを使用することができる。

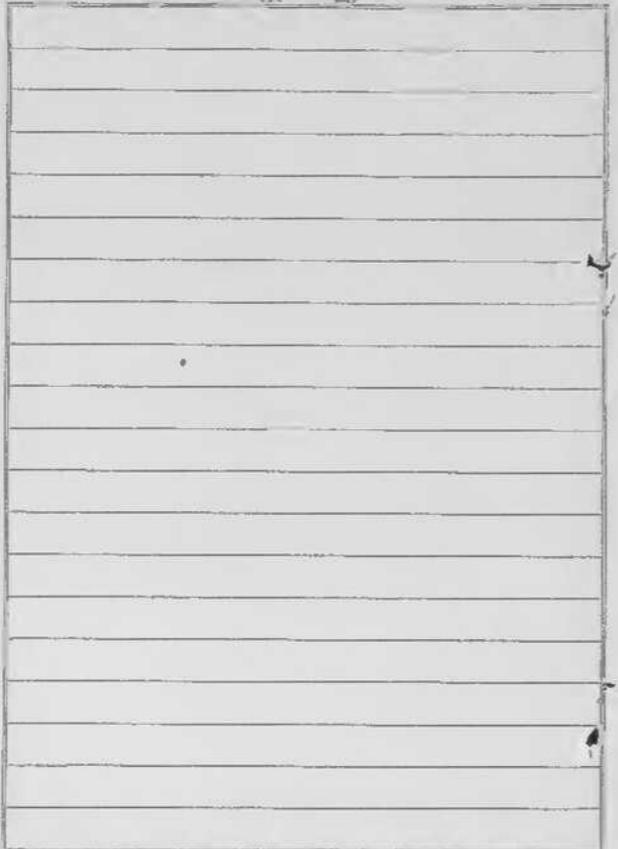
別記様式

(裏 面)

文書 整理 番号	部 号	受付 年月日		起案 年月日		施行 年月日		局(部) 係 課(室) 番	主任者 氏名	印	
		昭和 年	月	日	年	月	日				
施行注意											
原題											
類 別 1 2 3 4	大 臣	政務次官		事務次官		官房長					
區 別 甲 乙 丙											
通各 番 号 引											
月 期 否											
清 理 部											
年 月 日 永 久 存 在 分 類 番 号											

厚生省起案用紙

(裏面)



(注) 1. この用紙は、日本標準規格B列5番とし、朱刷りとする。  
2. 附属機関及び地方支分部局にあつては、大臣、政務次官、事務次官  
及び官房長の決裁欄は必要ない。

— 4 —

厚生省けい紙  
(注) この用紙は、日本標準規格B列4番又はB列5番とし、朱刷りとする。

— 5 —

230

## 別記公文書式例

### 第1省令

- 1 制定
- 2 改正
- 3 废止

### 第2告示 (1)(2)(3)(4)(5)(6)

### 第3訓令

- 1 制定
- 2 改正
- 3 废止

### 第4開議請議

- 1 法律案・政令案
- 2 決定・了解
- 3 議員提出法案に対する意見要旨
- 4 質問主意書に対する答弁書
- 5 請願に対する処理意見

### 第5指令

- 1 法人設立許可、副本認証、不動産使用証明等
- 2 法人登記等変更認可
- 3 法人取支予算等認可
- 4 補助金交付決定
- 5 補助金交付確定
- 6 補助金交付決定の取消し
- 7 施設の指定
- 8 施設の内容変更の承認
- 9 施設の指定の取消し

- 6 -

### 第6通知

- 1 通知、照会、回答、報告その他一般往復文書
- 2 法人設立許可等(1)(2)
- 3 補助金交付基準
- 4 補助金交付確定(1)(2)
- 5 解釈倒規等
- 6 会議の開催

### 第7その他

- 1 協議書
- 2 諸問題
- 3 訴願等(裁決)
- 4 訴願等(還付)
- 5 依頼(事業委託)
- 6 契約書(式典等)
- 7 契約書(事業委託)
- 8 感謝状等

### 第8起案例 (1)(2)(3)(4)(5)(6)

- 7 -

23/

省 令(制定)

○厚生省令第○○号  
○○○○法（昭和○○年法律第○○号）第○条及び第○条の規定に基づき、○○○○法施行規則（○○○○年○月○日政令第○○号）を次のように定める。

○○○○法施行規則(○○○○に関する省令)

(○○)  
第一系  
○○○  
附則

月生大臣

- 8 -

## 省 令(改正)

●厚生省令第○○号  
○○○○法（昭和○○年法律第○○号）第○条及び○○○法施行令（昭和○○年政令第○○号）第○○条の規定に基づき、○○○○規則の一部を改正する省令を次のように定める。

第一〇条第一項中「〇〇〇〇」を「〇〇〇〇〇〇」に改定する旨の  
附則

厚生大臣

1

- 9 -

省 令(廃止)

●厚生省令第○○号

○○○○に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

昭和○○年○月○日

厚 生 大 臣 ○ ○ ○



告 示(1)

●厚生省告示第○○号

○○○○法(昭和○○年法律第○○号)第○条の規定に基づき、○○○○(昭和○○年○月○日)を次のように定める。

厚 生 大 臣 ○ ○ ○



第一条

○○○○

○○○○



告 示(2)

●厚生省告示第○○号

○○○○法(昭和○○年政令第○○号)第○条の規定に基づき、○○○○(昭和○○年○月○日)を次のように改正する。

厚 生 大 臣 ○ ○ ○



告 示(3)

告 示 (4)

告 示(5)

告示(6)

●厚生省告示第〇〇号  
〇〇〇〇(昭和〇〇年)

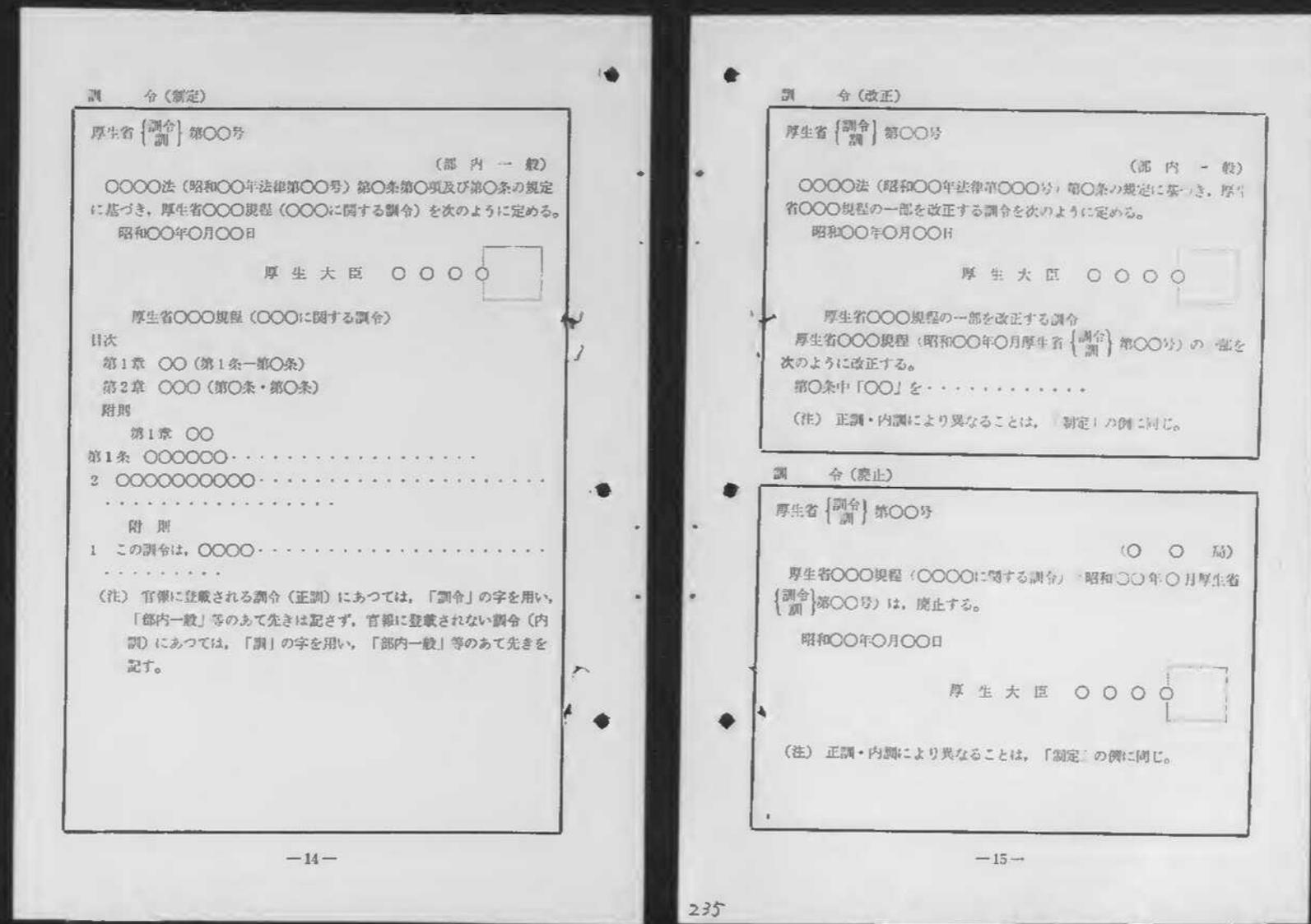
●厚生省告示第〇〇号  
〇〇〇〇法（昭和〇〇年法律第〇〇〇号）第〇条第〇項の規定に基づき、〇〇〇施設（〇〇医療機関）とて、（昭和〇〇年〇月〇〇日）首次のものを指定した。  
次のものを持定する。

昭和〇〇年〇月〇日  
昭和〇〇年〇月〇日厚生省告示第〇〇号で告示した〇〇〇施設(〇〇医療機関)は、そら〇〇を次のとおり変更した。

○○○法（昭和〇〇年法律第〇〇〇号）第〇条の規定により、○○○○○の一部を決定したので、この概要を次のとおり告示する。  
右の○○○○○は、○○○○○に備えつけて供覧する。

- 12 -

13



開議請議（法律案・政令案）	この件関係主任官 厚生事務官 ○ ○ ○ ○
	厚生省○○第○○○号 昭和○○年○月○○日
内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○ 殿	
厚生大臣 ○ ○ ○ ○	<input type="checkbox"/>
開 議 請 議	
○○○法（令）を制定する必要があるので、別紙法律案（政令案）について、開議を求める。	
開議請議（決定・了解）	この件関係主任官 厚生事務官 ○ ○ ○ ○
	厚生省○○第○○○号 昭和○○年○月○○日
内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○ 殿	
厚生大臣 ○ ○ ○ ○	<input type="checkbox"/>
開 議 請 議	
○○○に關し、開議が（決定）を得る必要があるので、別紙案について、開議を求める。	
開議請議（議員提出法案に対する意見要旨）	この件関係主任官 厚生技官 ○ ○ ○ ○
	厚生省○○第○○○号 昭和○○年○月○○日
内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○ 殿	
厚生大臣 ○ ○ ○ ○	<input type="checkbox"/>
開 議 請 議	
衆議院議員○○○君ほか○名提出に係る○○○案に關し、国会法（昭和22年法律第79号）第57条の3の規定に基づき内閣の意見を決定する必要があるので、別紙意見要旨案について、開議を求める。	
開議請議（質問主意書に対する答弁書）	この件関係主任官 厚生技官 ○ ○ ○ ○
	厚生省○○第○○○号 昭和○○年○月○○日
内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○ 殿	
厚生大臣 ○ ○ ○ ○	<input type="checkbox"/>
開 議 請 議	
衆議院議員○○○君提出に係る○○○に關於質問主意書に対し答弁する必要があるので、別紙答弁書案について、開議を求める。	

<p>開議請談（諸願に対する処理意見）</p> <p>この件関係主任官 厚生技官 ○ ○ ○ ○</p> <p>内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○ 殿</p> <p>厚生大臣 ○ ○ ○ ○</p> <p>開 議 請 談</p> <p>昭和〇〇年〇月〇日内閣衆〇〇請第〇〇号で回付された〇〇に関する諸願に対する処理意見について、別紙により、開議を求める。</p>	<p>指 令（法人設立許可等）</p> <p>厚生省〇〇第〇〇〇号</p> <p>社団法人〇〇〇協会設立許可書 (財團法人〇〇〇協会設立許可書) (〇〇〇〇〇〇〇組合設立認可書)</p> <p>社団法人〇〇〇協会 (財團法人〇〇〇協会) (〇〇〇〇〇〇〇組合)</p> <p>設立代表者 ○ ○ ○ ○</p> <p>昭和〇〇年〇月〇〇日付けで申請のあつた [社団法人〇〇〇協会] (財團法人〇〇〇協会) (〇〇〇〇〇〇〇組合) の設立を [民法(明治29年法律第89号)第34条] (〇〇法(昭和〇〇年法律第〇〇号)第〇〇条) の規定により、[許可] (認可)する。</p> <p>昭和〇〇年〇月〇〇日</p> <p>厚生大臣 ○ ○ ○ ○</p>
<p>(別紙)</p> <p>〇〇〇〇の諸願</p> <p>内閣衆〇〇請第〇〇〇号 請第〇〇号 諸願人の住所及び氏名</p> <p>諸願の要旨 〇〇〇〇.....</p> <p>処理意見 〇〇〇〇.....</p>	

(原本認証)	厚生省〇〇第〇〇〇号
この謄本は、原本と相違ないことを認証する。	
昭和〇〇年〇月〇〇日	
厚生大臣	○ ○ ○ ○

(不動產使用證明等)

厚生省〇〇第〇〇〇号

## 証明する

昭和〇〇年〇月〇〇日

厚生大臣 ○ ○ ○ ○

指 命(法人定款要旨要認可)

厚生省〇〇第〇〇〇号

昭和〇〇年〇月〇〇日付けで申請のあつた **定款規約** の一部変更を認可する。

昭和〇〇年〇月〇〇日

厚生大臣

### 指 令（法人取支予算第認可）

厚生省〇〇第〇〇〇号

社団法人○○○○○協会  
(財団法人○○○○○協会)  
(○○○○○○○○組合)

昭和〇〇年度収入支出予算  
重要財産の処分  
基本財産の担保提供

2020年01月001

厚生大臣

指 令（補助金交付決定）

厚生省〇〇第〇〇〇号

〇〇〇補助金交付決定通知書

〇 〇 〇 県

昭和〇〇年〇月〇〇日〇〇第〇〇〇号で申請のあつた〇〇〇法（昭和〇〇年法律第〇〇〇号）に基づく昭和〇〇年度〇〇〇補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項（第6条第2項）の規定により、次のとおり（次のとおり修正のうえ）交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

昭和〇〇年〇月〇〇日

厚 生 大 臣 〇 〇 〇

指 令（補助金交付確定）

厚生省〇〇第〇〇〇号

〇〇〇補助金交付確定通知書

〇 〇 〇 県

昭和〇〇年〇月〇〇日厚生省〇〇第〇〇〇号で交付決定した昭和〇〇年度〇〇〇補助金については、昭和〇〇年〇月〇〇日〇〇第〇号事業実績報告に基づき、交付額を金〇〇〇円に確定する。

（なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、超過交付となつた金〇〇〇円については、昭和〇〇年〇月〇〇日までに返還することを命ずる。）

昭和〇〇年〇月〇〇日

厚 生 大 臣 〇 〇 〇

指 令（補助金交付決定の取消し）

厚生省〇〇第〇〇〇号

〇〇〇補助金交付決定取消通知書

昭和〇〇年〇月〇〇日厚生省〇〇第〇〇〇号で交付決定した昭和〇〇年度〇〇〇補助金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項（第17条第1項）の規定より、交付決定の全部（一部金〇〇〇円）を取り消したので通知する。

〔なお、同法第18条第1項の規定により、すでに交付された金〇〇〇円については、昭和〇〇年〇月〇〇日までに返還することを命ずる。〕

昭和〇〇年〇月〇〇日

厚生大臣 ○ ○ ○ ○

指 令（施設の指定）

厚生省〇〇第〇〇〇号

施設の名称  
設置者の氏名

昭和〇〇年〇月〇〇日 {〇〇第〇〇〇号の} 申請について、〇〇法（昭和〇〇年法律第〇〇号）第〇条第〇項の規定により、〇〇〇施設（〇〇医療機関）として指定する。

昭和〇〇年〇月〇〇日

厚生大臣 ○ ○ ○ ○

指 令（施設の内容変更の承認）

厚生省〇〇第〇〇〇号

施設の名称  
設置者の氏名

昭和〇〇年〇月〇〇日 {〇〇第〇〇〇号の} 申請について、〇〇法（昭和〇〇年法律第〇〇号）第〇条の規定により、〇〇〇の変更を（次のとおり）承認する。

昭和〇〇年〇月〇〇日

厚生大臣 ○ ○ ○ ○



通 知(法人設立許可等) (2)

厚生省〇〇第〇〇〇号  
昭和〇〇年〇月〇〇日

○○法人○○○

厚生省〇〇局

○○法人○○○の<sup>設立許可  
定款一部変更</sup>について（通知）  
○○○○

〇〇法人〇〇〇〇の~~設立  
定款一部変更~~について、別紙指令書のとおり~~許可  
認可~~されたから、通知する。

なお、〇〇〇〇登記令（昭和〇〇年政令第〇〇号）第〇条の規定による〇〇の登記を、主たる事務所の所在地にあつては認可書が到達した日から〇週間以内に、従たる事務所の所在地にあつては〇週間以内に行なわれたい。

また、〇〇の登記をしたときは、〇〇〇〇の届書を〇〇知事に経由して厚生大臣に提出されたい。

(注) なお書き以下を記載する必要がなく、単に許認可を通知するにすぎないような場合には、本通知を省略して差しつかまない。

- 28 -

### 通 知（補助金交付基準）

厚生省〇〇第〇〇〇号  
昭和〇〇年〇月〇〇日

都道府県知事

官 次 務 事 生 準

### 昭和〇〇年度〇〇〇補助金の交付について（通知）

〇〇法（昭和〇〇年法律第〇〇号）第〇条の規定による昭和〇〇年度〇〇補助金の交付は、次により行なわれることとなつたので通知する。

- 1 この補助金は、次の補助方針により交付されるものであること。  
(1) ○○○○・・・・・
  - 2 この補助金は、別紙第1「昭和〇〇年度〇〇〇補助金交付基準」に基づいて交付されるものであること。
  - 3 この補助金は、次の条件を付して交付されるものであること。  
(1) ○○○○・・・・・
  - 4 この補助金の申請書の提出期限は昭和〇〇年〇月〇〇日までとし、その様式は別紙第2のとおりであること。

- 29 -

通 知(補助金交付確定) (1)

厚生省〇〇第〇〇〇号  
昭和〇〇年〇月〇〇日

〇〇県知事殿

厚生省〇〇局長

昭和〇〇年度〇〇〇補助金の  
交付額の確定について(通知)

昭和〇〇年〇月〇〇日〇第〇〇〇号で事業実績報告書の進呈があつた〇〇に係る標記補助金について、別紙写しのとおり交付額が確定されたので通知する。

通 知(補助金交付確定) (2)

厚生省〇〇第〇〇〇号  
昭和〇〇年〇月〇〇日

支出官  
支出納長殿

支出負担行為担当官  
厚生省〇〇局長

昭和〇〇年度〇〇〇補助金の  
交付額の確定について(通知)

標記について別紙写しのとおり交付額が確定されたので通知する。

通 知(解説例規等)

〇〇第〇〇〇〇号  
昭和〇〇年〇月〇〇日

都道府県知事殿  
(〇〇県を除く)

厚生省〇〇局長

〇〇法第〇〇条に関する疑義について(通知)

標記について、別紙第1の〇〇県知事からの照会に対し、別紙第2のとおり回答したから了知ありたい。

通 知（会議の開催）

○○第○○○○号  
昭和○○年○月○○日

都道府県知事殿

厚生省○○局長

○○○○会議の開催について（通知）

今般、○○○○に当たり、〔次別紙〕により、○○○○会議を開催したいので、関係者の出席方について配意願いたい。

なお、準備の都合上、出席者の官職氏名を昭和○○年○月○○日までに通知願いたい。

- 1 日 時
- 2 場 所
- 3 議 題
- 4 出席者

協 譲

厚生省○○第○○○○号  
昭和○○年○月○○日

○○大臣○○○○殿

厚生大臣 ○ ○ ○ ○

○○○○……について（協議）

○○○○を○○○○する必要があるので（次のとおり○○○したいので）、○○○法（昭和○○年法律第○○号）第○条の規定により（別紙○○○について），協議する。

質 問

厚生省○○第○○○○号

質 問 書

○○○○審議会

○○○○について、○○○法（昭和○○年法律第○○号）第○条の規定に基づき、会の意見を求める。

昭和○○年○月○○日

厚生大臣 ○ ○ ○ ○

訴 諟 等 (裁決)	訴 諟 等 (還付)
厚生省〇〇第〇〇〇号	厚生省〇〇第〇〇〇号
裁 決 書	還 付 書
訴願人の住所及び氏名 厚生省 昭和〇〇年〇 月〇〇日〇〇第〇〇 号による〇〇県知事 の〇〇〇〇処分	
昭和〇〇年〇月〇〇日付け (昭和〇〇年〇月〇〇日受取) で提起された 訴願について、次のとおり裁決する。 昭和〇〇年〇月〇〇日	
厚 生 大 臣 ○ ○ ○ ○ <input type="checkbox"/>	
主 文 〇〇〇〇..... 理 由 〇〇〇〇..... .....	
昭和〇〇年〇月〇〇日付け (昭和〇〇年〇月〇〇日受取) で提起された 訴願について、次のとおり訴願書の方式を欠いているので、訴願法 (明治 23年法律第 105 号) 第 9 条第 2 項の規定により、この文書受領の日から〇 日間の期限を指定して還付する。	
昭和〇〇年〇月〇〇日	
厚 生 大 臣 ○ ○ ○ ○ <input type="checkbox"/>	
〇〇〇〇..... .....	

-34-

-35-

<p>依頼（事業依託）</p> <p>○○○○ 殿</p> <p>厚生事務次官 <input type="text"/></p> <p>昭和〇〇年度〇〇事業の委託について（依頼）</p> <p>昭和〇〇年度〇〇事業について、別紙第1の契約書案により、（引き続き）貴会に委託したいので、御承諾されるならば、別紙第2の申請書に、昭和〇〇年度〇〇事業計画書及び収入支出見積書を添えて、厚生大臣あて御提出願いたい。</p> <p>なお、御承諾の場合は、契約書を交換したいので、2通を作成し申請書に添付されたい。</p>	<p>案内（式典等）</p> <p>○○第〇〇〇号 昭和〇〇年〇月〇〇日</p> <p>○○○○ 殿</p> <p>厚生大臣 <input type="text"/></p> <p>○○法施行〇周年記念式典について（案内）</p> <p>○○法施行〇周年記念式典を、 〔次別紙〕により挙行致します。つきましては、御多用中と存じますが、御出席下さるよう御案内申しあげます。</p> <p>1 日 時 2 場 所 3 式次第</p>
---	--

契 約 書（事業委託）

契 約 書

〇〇〇〇について、〇〇〇〇官厚生省〇〇局長〇〇〇〇を甲とし、〇〇〇〇を乙として、次の条項を契約する。

第1条 〇〇〇〇

この契約締結を証するため、本証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

昭和〇〇年〇月〇〇日

甲 〇〇〇〇官

厚生省〇〇局長 ○ ○ ○ ○

乙 〇〇〇〇

○ ○ ○ ○

感謝状等

感 謝 状

○ ○ ○ ○ 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

よつて、ここに感謝の意を表します。

昭和〇〇年〇月〇〇日

厚 生 大 臣

○ ○ ○ ○

起案例(1)

文書 番号	保 第 58 号	受付 年月日	29-11-25
施行 保 兑 第 87 号		起 案	29 年 11 月 23 日
施行注意		主 任 者	保険局(部)健康保険課(室) 企画係 電内 54 番 氏名 ○ ○ ○ ○ ○
標 領	健康保険任意包括加入の認可基準について(通達)		
類 別	大臣	政務次官	事務次官
区 别	厚生省	官房長	
番 号	保険局長		
月 額	保険局次長		
年 額	健康保険課長		
分 量	厚生年金保険課長		
部	総務課長		
見送者印	(起案理由)		
保有者印	健康保険任意包括加入については、従来そのよるべき基準がなく、都道府県により取扱いが日々に流れるので、		
年	この際、次により統一的基準を通達致したい。		
分 量	1 使用関係が明らかであること。		

- 40 -

2 保険料の納付が確実に行なわれる見込みが明らかであること。

3 報酬月額が著しく低額でないこと。

4 逆選択のわざがないこと。

案

○○第○○○○号  
昭和○○年○月○○日

各都道府県知事殿

厚生省 保険局長

健康保険任意包括加入の認可基準について(通達)

健康保険法第14条第1項の規定に基づく厚生大臣の認可の権限については、.....

(注)1 標題及び件名の後には、一見してその内容が明らかなものを除き、

必ずしも、(依頼通達)、(施行通達)、(通達)、(通知)、(照会)、(回答)、

(報告)、(協議)、(依頼)、(併覧)、(発表)等と附記し、その別を示す。

2 大臣、政務次官、事務次官又は官房長の決裁欄は、決裁を受ける必要がないときは、斜線を引く。

3 記事欄には、まず決裁を受けるべき官職名を書き入れ、次に、必ず、内容概略又は起案理由を書き入れる。

- 41 -

248

起案例(2)			
文書 整理 番号	年 第 61 号	受付 年月日	34・5・31 34・5・30 総務課 会計課
施行	昭和 34 年 6 月 1 日	起 案	34 年 5 月 25 日
	厚生省発年第 6 号	決 裁	34 年 6 月 1 日
施行注意		主任者	年金局(部)福祉年金課(室) 係 室内 56 番 氏名 ○ ○ ○ ○ ○
標 題	国民年金法の施行について(依命通達)		
類 別	大臣	政務次官	事務次官
区 別	年金局長	事務次官	官房長
種 各	福祉年金課長		
番 号	連 務 課 長		
月 報	國民年金課長		
作 書	企画整理室長		
部	參 事 官		
發 行	総務課長		
保 存	会計課長		
年	(内容概略)		
分 類	国民年金法の概略について説明し、その運営指針、施行上留意すべき事項を通達致したい。		
番 号			

厚生省○○署○○月○○日

案

各都道府県知事殿

厚生省年金局長

国民年金法の施行について(依命通達)

国民年金法は、昭和34年4月16日法律第141号として公布され、國民年金制度のうち主として、  
.....

249

起案例(3)

文書管理番号	医 第 63 号	受付年月日		
施行	昭和 35 年 3 月 14 日	起 案 35 年 3 月 12 日		
	厚生省発医第 75 号	決 裁 35 年 3 月 14 日		
施行注意	主 任 者	医務局(部) 医事課(室) 係 室内 61 番 氏名 ○ ○ ○ ○ ○		
標 題 看護婦養成所における内容変更の承認について				
類別	大臣	政務次官	事務次官	官房長
区別	医務局长			
番号	医務局次長			
月報	看護参事官			
要報	医事課長			
処理部	(内容概略)			
発送者印	1 学則の変更(生徒定員の増員) 1校			
保存年数	2 建物の変更(増築) 2校			
分類番号	案 の 1			

-44-

厚生省○○第○○○号
養成所の名称 ○ ○ ○ ○
設置者の氏名 ○ ○ ○ ○
昭和 35 年 1 月 25 日付け申請について、保健婦助産婦看護師学校養成所指定規則(昭和 26 年文部・厚生省令第 1 号)第 3 条第 1 項の規定
により、○○の変更を承認する。
昭和 35 年 3 月 14 日
厚生大臣 ○ ○ ○ ○

-45-

起案例(4)

文書 整理 番号	社 第 65 号	受付 年月日	35・5・13
施 行	昭和 35 年 5 月 14 日	起 案	35 年 5 月 11 日
	厚生省発社 第 541 号	決 裁	35 年 5 月 14 日
施行注意		主 任 者	社会局(部) 総務課(室) 係 電内 112 番 氏名 ○ ○ ○ ○ ○
標 題 社会福祉法人○○会の定款一部変更について			
類 別	大臣	政務次官	事務次官
区 别	大臣	政務次官	官房長
甲 乙 ( )	社会局長		
丙 各	総務課長		
番 号	総務課長		
月 報 ( )			
年 報 ( )			
分 類	(内容概略)		
發送者印	1 主たる事務所の移転		
保存年数	2 理事定数の増員(○名→○名)		
年	3 評議員会の新設		
分類番号			

- 46 -

案 の 1

厚生省○○第○○○号
社会福祉法人○○会定款変更認可書
社会福祉法人○○会
昭和35年4月10日付けで申請のあつた定款の一部変更を認可する。
昭和35年5月14日
厚生大臣 ○ ○ ○ ○

- 47 -

起案例(5)

文書 管理 番号	社第141号	受付 年月日	35・6・4 児童局	35・6・14 引揚援護局	35・6・18 総務課
施行 年	昭和 年	月	H	起案	35年6月1日
施行 第			号	決裁	35年6月20日
施行注意			主任者	社会局(部) 総務課(室) 係 電内 54番 氏名 ○ ○ ○ ○ ○ ○	
標題	○○○に関する陳情について(供質)				
類別 1 2 3 4	大臣	政務次官	事務次官	官房長	
区別 ④乙丙 通各	社会局長				
番号 号	総務課長				
月要 ⑤	保護課長				
春吉敷 部	更生課長				
水印 年	児童局長				
分類番号	企画課長				
保存年月	母子衛生課長				
保存年月	引揚援護局長				
分類番号	総務課長				
分類番号	税課課長				
分類番号	総務課長				

- 48 -

(内容機密)

- 1 陳情者 ○○○○
- 2 陳情要旨 ○○○○ ······
- 3 その他 ○○○大会の決議による。

-19-

文書 整理 番号		交付 年月日	35.6.9 人事課	35.6.9 総務課
施行 年月日 第 号		起案 35年6月6日 決裁 35年6月10日		
施行注意		主任者	公衆衛生局(部)企画課(室) 係 内 115 番 氏名 ○ ○ ○ ○ ○	
標題		第○回〇〇〇大会における厚生大臣祝辞について		
大臣	政务次官	事務次官	官房長	
公衆衛生局長				
企画課長				
総務課長				
人事課長				
(概略)				
1 日時 昭和35年6月12日				
2 場所 〇〇〇公会堂				
3 出席者 事務次官代號の予定				
4 参加者 〇〇委員、〇〇関係者等				

-50-

- 51 -

(付) 文書の書き方

文書の書き方において、縦書きと横書きとは、その縦と横のほかに本質的に変りはないが、数字及び符号の用い方に多少の相違がある。

第1 一般的な心得

- 1 本文は、1字あけて書き出し、本文中行を改めるときは、1字あけて書き出す。
- 2 ただし書き及び「この場合」「そのものが」等で始まるものは、行を改めない。
- 3 なお書き及びおつて書きは、行を改める。
- 4 なお書きとおつて書きの両方を使うときは、なお書きを先にする。
- 5 「次の理由により」等を書いて、その「理由」等を示す「理由」等は、中央に書く。
- 6 漢字にありがたをつけるときは、その字の上に書く。
- 7 用字、用語に傍点をつけるときはその上につけ、傍線を引くときはその下に引く。

第2 用字について

1 漢字及びかな

文書の作成に用いる漢字及びかなは、従来どおりとする。

2 数字

文書の作成に用いる数字はアラビヤ数字とし、その書き方は次のとおりとする。ただし、3に掲げる場合を除く。

(1) 数字の区切り方

数字のけたの区切り方は3位区切りとし、区切りには「、」(こんま)を用いる。ただし、年号、文書番号、電話番号等のように特別なものには、区切りをつけない。

(2) 小数、分数及び帯分数の書き方

- 52 -

次の例による。

	用いる	用いない
小数	0.123	0.123 0.123
分数	$\frac{1}{2}$	2分の1 $\frac{1}{2}$
帯分数	$1\frac{1}{2}$	1 $\frac{1}{2}$

(3) 日付、時刻及び時間の書き方

次の例による。

	日付	時刻	時間
普通の場合	昭和35年6月1日	15時25分	9時間25分
省略する場合	昭 35. 6. 1	15:25	

3 漢数字

漢数字は、次のような場合にのみ用いる。

- (1) 固有名詞 例: 四国、九州、二重橋
- (2) 優数を示す語 例: 二・三日、四・五人、數十日
- (3) 数量的な感じのうすい語 例: 一般、一部分、十分
- (4) 慣用的な語 例: (「ひとつ」「ふたつ」等と読む場合)  
例: 一休み、二間続き、三日目
- (5) 単位として用いる語 例: 100万、1,000億(ただし、けたを示す中間の単位は用いない。)
- (6) その他縦書きとする文書又は部分であつて、特に漢数字の使用が定められているか、又は適当と認められる場合。

第3 符号について

符号は次のように用いる。

- 1 くぎり符号  
(1) 「。」(まる)

- 53 -

254

文章の完結のしとして一つの文章を完全に言い切つたところに必ず用いる。かつこの中でも、文の言い切りには必ず用いる。また、「……すること」、「……するとき」等を列記するときにも用いるが、名詞形で言い切るときは原則として用いない。ただし、あとにただし書きが続く場合には、用いる。

例：「……の説明書。ただし……」

(2) 「、」(てん)

一つの文の中で、ことばの切れ継ぎを明らかにする必要があるところに用いる。

(3) 「・」(ビリオド)

単位を示す場合及び省略符号とする場合等に用いる。

例：0.05 昭 35. 6. 1

(4) 「・」(なかてん)

事物の名称を列記するとき、又は外来語の区切りに用いる。

例：法律・政令・命令、トマス・エジソン

(5) 「～」(なみがた)

……から……までを示す場合に用いる。

例：東京～大阪、第1条～第5条

(6) 「—」(ダッシュ)

語句の説明やいいかえ等に用い、その他、丁目、番地を省略して書く場合に用いる。

例：青色——のとき

赤色——のとき

永田町1—1 (永田町1丁目1番地)

(7) 「：」(コロン)

次に続く説明文又はその他の語句があることを示す場合等に用いる。

例：注：……電話：591-4141

(8) 「（ ）」(かつこ)

語句若しくは文章のあとに注記を加えるとき、又は見出しその他簡単な独立した語句を掲記するときに用いる。

例：大臣の決裁（閣議を含む。以下同じ。）……。

(9) 「「 」」(かぎ)

言葉の定義若しくは他の用語又は文章を引用する場合に用いる。「」という形は使わない。

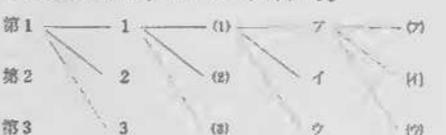
2 くりかえし符号

同じ漢字が続いて一つの語を作るときは、あとの漢字に代えて「々」を用いる。なお、「株式会社長」「……会長」等のように異なるた語から構成されるときは用いないものである。

かなのくりかえしを示す「」「」は用いない。

3 見出し符号

(1) 項目を絞り込むときは、次のように用いる。



項目の少ないときは、「第1」を省略して「1」から用いる。

(2) 見出し符号 番号及び記号には「、」又は「」を打たないで、1字をあけて次の字を書き出す。

例：1 この調査は……

(1) 日時その他は……

第4 記述の配字基準について

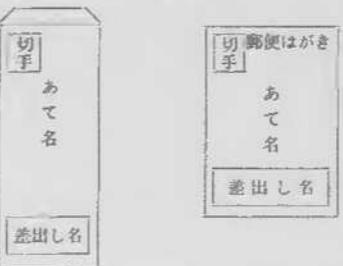
1 日本標準規格B列5番用紙におけるタイプライター印刷の配字は、1行21字詰めで19行とすることを基準とする。ただし、明朝12ポイント活字によるときは、26字詰めで20行とする。

- 2 手書き及び筆耕印刷の配字は、前項に準ずるものとする。  
 3 日本標準規格 B列5番用紙における活版印刷の配字を参考として次に掲げる。

活字の大きさ	8 ポイント	9 ポイント
組み方	2段組み	2段組み
字詰め	25字	20~22字
行数	47行まで	44行まで
行間	6P	8P

第5 封筒及び郵便はがきの書き方について

- 1 和封筒及び郵便はがきの書き方は、次のとおり、あて名は縦書きとし、差出し名を表面下部の中央に左横書きとする。



- 2 洋封筒の書き方は、あて名及び差出し名とともに左横書きとする。

第6 局号について

次による。



- 56 -



裏面白紙